平成２１年（フ）第１２３号
千葉県袖ヶ浦市奈良輪521番地レインボーハイツ308号
債務者　藤嵜　恵子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第５２７号
神奈川県平塚市田村２丁目４番12―201号
道風ハイツ
債務者　片桐　俊明
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５８５号
神奈川県秦野市鶴巻北３丁目12番３号　メゾンかくしょうえんB101号
債務者　松井乃利一
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２２８３号
愛知県日進市栄４丁目1701番地　ファミール日進二番館401
債務者　田中　園美
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０８号
愛知県一宮市多加木３丁目18番８号　ヴィレッジ・タカミドー101号
債務者　浦上　順二
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３８７号
愛知県稲沢市朝府町７番１―205号
債務者　坪井　直子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５６５号
愛知県西尾市花蔵寺町西島77番地３
債務者　金原　律子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６３４号
愛知県岡崎市欠町字狐ケ入12番地14　リード欠町102
債務者　山本　克男
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６３５号
愛知県岡崎市中町１丁目６番地２　ビラ東海40Ｆ
債務者　野中　一成
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３１６号
岡山県倉敷市東富井966番地16
債務者　平岡美代子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第１５７号
釧路市美原１丁目43番436号
債務者　高橋　國雄
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２１３号
北海道釧路郡釧路町若葉３丁目37番地　第１若葉ハイツ５号室
債務者　土井　紀子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２３４号
北海道白糠郡白糠町東２条南２丁目３番地９
債務者　佐藤麻衣子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２５２号
釧路市興津２丁目13番４号
債務者　西　　佳美
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２５３号
釧路市新釧路町４番９号
債務者　村木　聖子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２６７号
釧路市美原１丁目43番134号　木村みゆき方、住民票上の住所北海道釧路郡釧路町光和２丁目36番地　とき和マンション102
債務者　山田　健治
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午前９時30分
釧路地方裁判所